

# いじめ防止基本方針

本方針は、児童一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に新発田市・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため策定する。

**いじめについての基本的な考え方**  
いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

## いじめ防止等のための全体計画

### 組織

**いじめ・不登校対策委員会**

**目的：**いじめの防止・早期発見・対処に関する取組を実効的に行う。  
**構成員：**校長、教頭、教務主任、生活指導主任、児童支援加配、養護教諭、他  
**会議：**毎月1回定例化  
**役割：**①学校基本方針の取組の実施、具体的な年間指導計画の作成・実行・検証等  
②いじめの相談・通報の窓口（担任、教頭、生活指導主任）  
③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報収集、記録と保存  
④いじめに関する緊急会議の実施、調査と指導支援の決定、保護者・外部機関との連携

**生活指導部**

\*日常的にいじめ防止など、生活指導上の課題に対して対応する組織

**サポート会議**

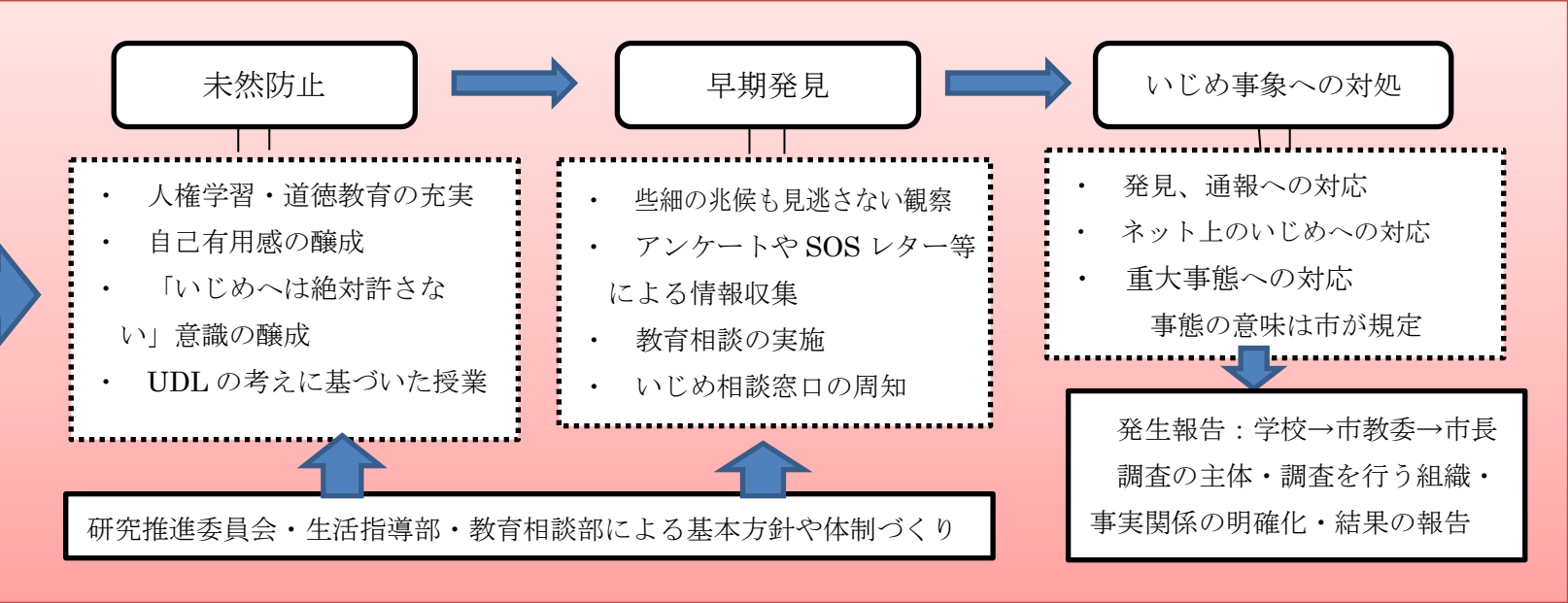
\*日常的にいじめ問題や生徒指導上の課題に関して情報を全職員で共有し対応する（毎週1回開催）

**新発田市SSW・教育相談員等**

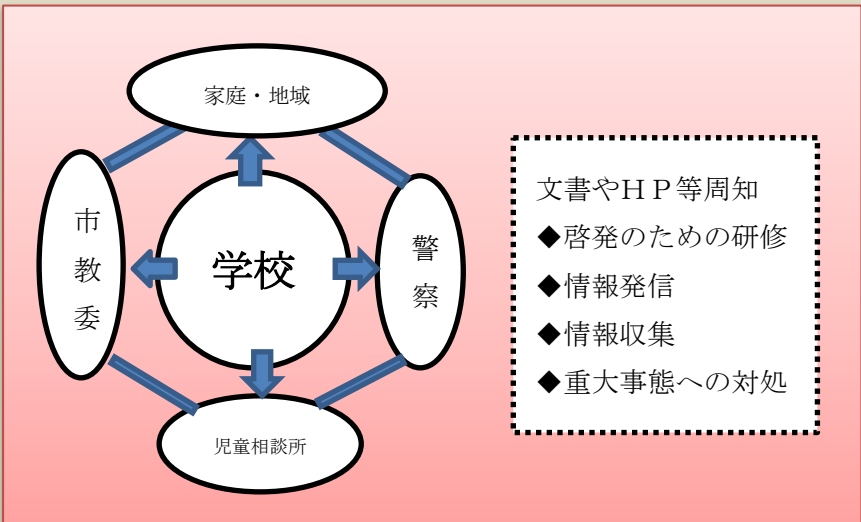
\*必要に応じて組織の構成員になる外部専門家

### 対策

- いじめの未然防止
- 早期発見
- 即時対処に関する具体的方策 (別表1)
- 年間指導計画(別表2)
- いじめ防止学習プログラム



### 連携



### 研修

- ◇教職員の資質・能力を高める研修
  - ・いじめについての理解・未然防止
  - ・早期発見やいじめの対処・重大事態等
- ◇保護者への啓発のための研修
  - ・講演会又は児童の集会への参加

### 評価

いじめ防止に向けた取組の評価 → 「学校評価」を生かしたPDCAサイクル